

特記事項

(秘密等の保持)

第1条 支援事業者は、太陽光発電設備の共同購入事業（以下「本事業」という。）に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 支援事業者は、本事業を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 支援事業者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(収集)

第4条 支援事業者は、本事業を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的以外の使用禁止)

第5条 支援事業者は、本事業を処理するため収集、作成した個人情報を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の安全管理)

第6条 支援事業者は、本事業を処理するため収集、作成した個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 支援事業者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的実施しなければならない。

(事故発生時の対応)

第7条 支援事業者は、本事業の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を県に速やかに報告しなければならない。